



公益財団法人

日本フィランソロピック財団

Japan Philanthropic Foundation

2023 年度「芦屋学び応援基金」 奨学生募集要項

2023 年 9 月 1 日

公益財団法人日本フィランソロピック財団

1. 目的

「芦屋学び応援基金」（以下、「奨学金」）は芦屋市の指定中学校に在籍し、「将来大学に進学したい、勉強を通して世の中の役に立ちたい」という夢を抱く、成績優秀でありながら経済的理由により教育機会に恵まれない生徒を中高 6 年間にわたり支援する給付型奨学金です。この奨学金は返済の義務はありません。

中学校 1 年次～高等学校 3 年次までの 6 年間の給付総額は 300 万円です。各年次の給付額は次の通りです。

中学校 1 年次～高等学校 1 年次	年額 45 万円
高等学校 2 年次	年額 55 万円
高等学校 3 年次	年額 65 万円

採用する奨学生は 6 名までとします。

2. 趣旨

この奨学金は、向学心がありながらも経済的理由から教育機会に恵まれない生徒に対して、その才能を閉じることなく最大限に発揮させてほしいと願う寄付者のおもいをもとに、中学校 1 年次～高等学校 3 年次までの 6 年間の学校内外教育費を支援するために設立されました。

勉強を通して、芦屋市を、日本を、世界をよりよくしたいという将来への夢や希望も育める人に成長してほしいと思います。奨学金に応募を検討される方は、「ご寄付者からのメッセージ」をよく読んで、趣旨を理解して応募してください。

◆ご寄付者からのメッセージ◆

未来に挑戦したいという気持ちを持つあなたに

わたくしは「未来を担う子ども達が経済的な理由で夢を諦めることなく、その才能を开花させ、挑戦を続けられるよう応援したい」と考えています。こうしたおもいから、わたくし自身に縁のある芦屋市で、しっかりと子ども達を応援したいと思います。そうしてあなたが大人になった時に、子どもたちによい未来を作りたいと行動できる人に成長してほしいと思っています。

経済的支援だけでなく、家族以外にも自分を応援し成長を喜んでくれる人がいるという気持ちが伝わる奨学金になることを願っています。

江崎 正道

3. 給付金額と期間

中学校1年次～高等学校3年次までの6年間の給付総額は300万円です。
内訳は以下の通りです。

中学校1年次～高等学校1年次	年額 45万円
高等学校2年次	年額 55万円
高等学校3年次	年額 65万円

4. 給付方法

中学校1年次は採用後、1月に1年分を給付します。中学校2年次以降は3分割での給付とします。毎年、5月（4月～7月分）、9月（8月～11月分）、1月（12月～3月）に支払います。

5. 奨学金の使途

使途は教育活動費としますが、学科の勉強に限定しません。使用例：塾や課外教室の参加費用と交通費、教材・参考書代、学校生活を送るのに必要な諸費用、部活動にかかる費用、課外活動費等。

レシート及び領収書の提出は不要ですが、毎年の面談時に大まかな使途を聞きます。

6. 応募資格

応募時点で、次の兵庫県芦屋市市立中学校に在学し、以下を満たす生徒が応募できます。指定中学校は潮見中学校、精道中学校、山手中学校（五十音順）です。

- 中学1年生
- 将来大学に進学したい、勉強を通して世の中の役に立ちたいと思う方
- 世帯年収制限を満たす人

世帯人数と世帯年収は原則以下の通りです。ただし、支援を必要とする特別な事情がある世帯については考慮しますので、事務局にご相談ください。

世帯人数	世帯年収
2人	400万円以下
3人	450万円以下
4人	500万円以下
5人	550万円以下
6人以上	600万円以下

※生活保護世帯の場合：生活保護費における収入認定から除外されることとなります

が、各家庭に於いて、事前に必ずケースワーカーに相談してください。また、生活保護費の他に奨学金による収入があることについて、市の担当課へお知らせください。

- 他の授業料軽減補助金や奨学金との併用は可能とします。

7. 応募方法

募集期間：2023年9月1日（金）～2023年10月31日（火）

応募者は、以下の6つの書類に必要事項を記入の上、直接財団に郵送してください。締切りは**2023年10月31日（火）（当日消印有効）**です。

※提出書類（添付書類を含む）は返却いたしません。

- 1 願書（「『2023年度 芦屋学び応援基金』願書」に記入）
- 2 作文（テーマ「将来の夢」400字程度）
- 3 通知表の写し（中学1年生1学期分の全ページ）
なお、学校生活の状況に関しては学校に問い合わせることがあります。
- 4 住民票（本人および願書掲載の家族全員）
※ コピー不可
※ 申請日の3ヶ月以内発行のもの
※ 本籍地及び個人番号は省略
- 5 住民税課税所得の通知書・証明書（父母等の扶養者の所得証明書）
※ コピー可
※ 前歴年（1月から12月まで）の総年収の証明（源泉徴収票は不可）
※ 専業主婦等で収入がない場合も「非課税証明書」が必要
- 6 個人情報取扱いに関する同意書（本人・保護者）

郵送先：

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング9階

公益財団法人日本フィランソロピック財団 事務局

本募集要項および応募書類などは、財団のウェブサイトのお知らせに掲載しています（URL: <https://www.np-foundation.or.jp/list/ashiyascholarship.html>）

8. 人数

原則、6名までとします。

9. 選考方法

- 財団の選考委員会が選考基準に基づいて選考し、財団理事会が承認した者を

- 「奨学生」として決定します。
- 選考においては、学業成績・人物、生活の困窮度、この奨学金の趣旨である「勉強を通して世の中の役に立ちたい」という意欲などにより総合的に判断します。
 - 募集締切り後の一次選考（書類選考）を通過した応募者について、11月～12月に二次選考（面接）を実施し、最終的に決定されます。
 - 二次選考（面接）は12月中旬までの土日に芦屋市市内の会場に於いて、選考委員が本人と保護者に対面による面接を実施する予定です。詳細は、一次選考（書類審査）を通過した方に別途ご連絡いたします。

10. 結果通知方法

- 一次選考（書類審査）：2023年11月20（月）目処に、本人および保護者に電子メールで通知します。
- 二次選考（面接）2023年12月20日（水）目処に、本人および保護者に文書で通知します。



応募から奨学金給付までの手続きの流れ



11. お問い合わせ先

Eメール

メールアドレス：info@np-foundation.or.jp

メールの件名に「芦屋学び応援基金について」と書いてください。回答には数日を要する場合がありますので、時間の余裕を持ってお問い合わせください。

電話

TEL：050-5433-8008

対応時間は月曜日から金曜日まで、午前10時から午後5時とします。担当者が対応できない場合はメッセージを残してください、折り返しご連絡します。

12. 奨学生の義務と留意事項

- 給付期間中の毎年度末までに400字程度の活動報告と通知表の写しを提出してください。
- 中学校2年次以降、毎年度の1回目給付前に、奨学生とその保護者同席の面談を実施します。面談に出席しない場合は、給付を中止します。なお、児童養護施設入所者など保護者のないまたは保護者に監護させることが適当でない方については、児童養護施設の施設長などの同席を可能とします。
- 6年間で、2回～3回程度開催される授与式およびお祝いの式典に参加いただきます。
- 退学や著しい成績低下、生活態度の悪化、奨学金の悪用、虚偽の報告などが認められた場合には、給付を中止することがあります。
- 保護者等が奨学金を私用に利用した場合は給付を中止します。
- 給付期間中に芦屋市から市外に転居した場合でも、給付を継続します。
- 他の授業料軽減補助金や奨学金との併用を可能とします。
- 奨学金の使途に該当するか不明な場合は事前に事務局までご相談ください。
- 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができます。

詳細は別紙「奨学生の義務と留意事項」をお読みください。

奨学生の義務と留意事項

1. 義務

(1) 奨学生の資格

この奨学金の奨学生「(以下、「奨学生」)は、当財団が求める、「学業、人物ともに優秀であり、勉強を通して世の中の役に立ちたい夢を持つ」という奨学生の資格を維持するために、勉学に励み、健全な生活と生活態度や言動を心がけてください。

(2) 学業成績などの報告

奨学生は毎年度末までに、活動報告(400字程度)と通知表の写しの提出し、毎年度の1回目給付前に保護者とともに財団による面談を受けてください。

(3) 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに当財団事務局へ届け出てください。

- ① 留年・休学・復学・海外留学・転学または退学するとき
 - ② 停学その他の処分を受けたとき
 - ③ 本人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、その他重要な事項に変更があったとき
- (4) 他の奨学金や授業費免除などとの併用は可能です。ただし、利用する場合は、事前に制度名と金額を当財団事務局へお知らせください。
- (5) 中学校および高等学校からの個人情報の提供

奨学生は、当財団から中学校および高等学校に対して個人情報に関する問い合わせを行う場合において、中学校および高等学校がその内容を提供することを、拒否してはいけません。

2. 留意事項

- 当財団は、進路変更、休学、中退となった場合、奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときには、奨学金の給付を中止します。
 - 打ち切った場合も、既に給付された「奨学金」の返還の必要はありません。
- (1) 「奨学金」の休止と復活

やむを得ない事情で「奨学金」の給付を休止された者が、休止から1年以内にその事由が止んで当財団に願い出たときは、当財団は「奨学金」の給付を復活することがあります。

(2) 「奨学金」の中止

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当財団は、必要に応じて在学学校長の意見を徴して「奨学金」の給付を中止し、奨学生としての受給資格を失います。

- ① 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ② 傷い傷病などのために成業の見込がなくなったとき
- ③ 学業成績または操行が不良となったとき
- ④ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑤ 虚偽の報告が認められたとき
- ⑥ 保護者等が奨学金を私用に利用したことが発覚した時
- ⑦ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- ⑧ その他、1-(1)に定める奨学生としての資格を失ったとき

(3) 「奨学金」の辞退

奨学生は、いつでも当財団に「奨学金」の辞退を申し出ることができます。

(4) 奨学生への指導

当財団は、奨学生を将来「勉強を通して世の中の役に立つ」社会有用の人材として育成するために必要な、教養や学びの紹介、その他の指導および奨学生の学業成績と生活状況に応じた適切な指導を行うことがあります。

以上